

協同組織金融機関による有価証券の書面取次ぎの解禁について

1. 証券取引法第65条但書においては、銀行のみが「顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う」ことが認められている（いわゆる「書面取次ぎ」業務）
2. これに対し、協同組織金融機関から、同業務を認めて欲しいとの規制緩和要望が出ている。
3. 同業務は、預金に附随するサービスとして、勧誘を行わずに顧客から株式、社債、金融債といった有価証券の買付け注文を受託することを認める趣旨であり、銀行のみにこの業務を限定せず、預金の受入れを行っている協同組織金融機関にこれを認め、株式、社債、金融債などの書面取次ぎが可能な窓口を拡大することは、誰もが投資しやすい市場の整備の一環として望ましい。
4. したがって、今後、協同組織金融機関による有価証券の書面取次ぎを解禁する方向で、証券取引法の立案を進め、所用の規定の整備を行う。

(参照条文)
書面取次ぎに関する規定

証券取引法(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号) (抄)

(金融機関の証券業務の禁止)

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。
ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

2 (略)

証券取引法施行令(昭和四十年九月三十日政令第三百二十一号) (抄)

(金融機関の指定)

第一条の九 法第二条第八項、第二十七条の二第四項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十八第三項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号及び第五号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会
- 二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 三 信用協同組合及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。)並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 四 証券金融会社
- 五 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの

協同組織金融機関

商工組合中央金庫	1				
信金中央金庫	1	信用金庫	340		
労働金庫連合会	1	労働金庫	21		
全国信用組合連合会	1	信用組合	195		
農林中央金庫	1	農業協同組合連合会	46	農業協同組合	1,072
		漁業協同組合連合会	34	漁業協同組合	578
		水産加工協同組合 連合会		水産加工 協同組合	3

信用事業を行うものに限る。

平成 14 年 9 月末現在

破綻公表済金融機関を除く。

協同組織金融機関の定義については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 2 条に規定。